

掲示期間 3.22 - 3.31

新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第5号

新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部を改正する規則

新潟市学校事務共同実施に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表「東地域学校事務支援グループ」の項中「太田小学校，」及び「，高志中等教育学校（事務長を除く。）」を削り，同表「中央地域学校事務支援グループ」の項中「（事務長を除く。）」を削り，「万代高等学校」の次に「，高志中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。